



平成 29 年 8 月 31 日  
第六管区海上保安本部

## 深夜の航海は要注意！

～ 居眠り海難防止運動を実施します～

瀬戸内海・宇和海は、海上交通が輻輳しているほか、大小多くの島々や狭水道、潮流の影響等により船舶の航行には注意を要する海域が多く存在し、特に見張りが疎かになる居眠り運航は直ちに衝突・乗揚海難に繋がる可能性が高く、一度この種海難が発生した場合には、油の流出等による沿岸域への社会的影響が大きいことから、海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議（別添 1）において「居眠り海難防止運動」の実施が決定されています。

第六管区海上保安本部においては、次のとおり同運動を展開します。

### 1 期 間

平成 29 年 9 月 1 日（金）から 9 月 10 日（日）までの 10 日間

### 2 重点対象船舶

内航（国内のみを航行する）貨物船及びタンカー

過去の居眠り海難の傾向から、乗組員少人数の内航貨物船及びタンカーの割合が多いため

### 3 主な実施事項（別添 2 参照）

#### (1) 安全運航に関する指導

- ・ 関係行政機関との合同訪船指導
- ・ 船舶所有者、代理店等企業訪問指導

#### (2) 安全教育

- ・ 海難防止講習会の開催

#### (3) 広報、周知

- ・ 地元ラジオ番組等への出演、新聞、地方自治体の広報誌等への掲載依頼
- ・ リーフレット、タブレット菓子（眠気防止）等の配布

### 4 主な指導事項

- (1) 居眠り運航防止策の徹底と常時適切な見張りの励行
- (2) 船橋航海当直警報装置の確実な設置及び適切な使用並びに自動操舵装置の適切な使用（船橋航海当直警報装置：搭載義務船舶の搭載期限、本年 9 月 30 日まで）
- (3) 国際 V H F (CH16) の常時聴守
- (4) 無理のない配船計画と運航計画の策定
- (5) 当直交代を行い易い船内環境づくり

## 5 居眠りによる海難事例（別添3参照）

## 6 その他

- (1) 水島海上保安部管内において、9月1日に関係機関との合同訪船指導を実施
- (2) 広島海上保安部管内において、9月1日に関係機関との合同訪船指導を実施
- (3) 呉海上保安部管内において、9月1日、6日に関係機関との合同訪船指導を実施
- (4) 尾道海上保安部管内において、9月1日に関係機関との合同訪船指導を実施

詳細については、各海上保安部よりお知らせ致します

## 海難防止強調運動瀬戸内海・宇和海地方推進連絡会議

### 主催者

公益財団法人 海上保安協会広島地方本部  
公益社団法人 瀬戸内海海上安全協会  
第六管区海上保安本部

### 協賛者

公益社団法人 瀬戸内海小型船安全協会  
中国総合通信局  
四国総合通信局  
中国運輸局  
四国運輸局  
広島地方海難審判所  
運輸安全委員会事務局広島事務所  
中国地方海運組合連合会  
全日本海員組合中・四国地方支部  
内海水先区水先人会  
船員災害防止協会中国支部  
PW安全協会中国地方本部  
PW安全協会四国地方本部  
海難防止強調運動広島地区推進連絡会議  
海難防止強調運動水島地区推進連絡会議  
海難防止強調運動玉野地区推進連絡会議  
海難防止強調運動尾道地区推進連絡会議  
海難防止強調運動呉地区推進連絡会議  
海難防止強調運動周防地区推進連絡会議  
海難防止強調運動高松・東讃・小豆島地区推進連絡会議  
海難防止強調運動松山地区推進連絡会議  
海難防止強調運動今治地区推進連絡会議  
海難防止強調運動宇和島地区推進連絡会議  
海難防止強調運動岩国地区推進連絡会議  
海難防止強調運動福山地区推進連絡会議  
海難防止強調運動新居浜地区推進連絡会議  
香川西海難防止会

### 各地区推進連絡会議

各地区に所在する海上保安部署、海上保安協会地方支部、各行政機関（地方運輸局や地方整備局の事務所等）や海事関係者（各企業や各漁協等）などの機関により構成されています。

## 居眠り海難防止運動の主な実施事項

### (1) 安全運航に関する指導



関係行政機関との合同訪船指導（出動式）



企業への訪問指導（ポスターの配布）



訪船指導（新聞記者取材）



訪船指導

### (2) 安全教育



海難防止講習会



海難防止講習会

### (3) 広報、周知



電光掲示板による周知



合同庁舎への懸垂幕

### （参考）

詳細及び取材の可否については、実施する地区の最寄り海上保安部署にお問い合わせ下さい。



## 居眠りによる海難事例

発生日時	発生場所	海難概要
平成 29 年 4 月 21 日 午後 9 時頃 	小豆島南方海域  A 丸  B 丸	貨物船 A 丸 (498 トン、積荷なし、乗組員 5 名) は、神奈川県横浜本牧港から香川県坂出港向け鳴門海峡航過後の午後 9 時ころ、船長 1 名が自動操舵装置を使用し椅子に座って操船中、眠気を催したものの、解消するための動作や措置を何ら講じることなく航行を続けたのち居眠りに陥り、自動車運搬船 B 丸 (7073 トン、車両 727 台積載、乗組員 14 名) の V H F 無線での呼び掛けや汽笛信号に全く気付くことなく、小豆島南方海域で自動車運搬船 B 丸と衝突したもの
平成 28 年 3 月 1 日 午前 3 時 30 分頃 	山口県熊毛郡鼻線島 南海岸	貨物船 A 丸 (376 トン、砕石 1230 トン積載、乗組員 4 名) は、大分県津久見港から広島県広島港向け、船長 1 名で自動操舵にて伊予灘航路を北上中、午前 0 時ころ眠気を催したものの、解消するための動作や措置を何ら講じることなく航行を続けたのち居眠りに陥り、その後鼻線島南海岸に乗揚げたもの
平成 27 年 4 月 8 日 午後 10 時頃 	愛媛県今治市 津島南海岸	貨物船 A 丸 (499 トン、汚染土壌 1295 トン積載、乗組員 5 名) は、愛媛県今治市蔵敷から山口県宇部港向け、船長 1 名が自動操舵にて来島海峡航路を航行中、眠気を催したものの、解消するための動作や措置を何ら講じること無く、航行を続けたのち居眠りに陥り、その後津島南側海岸に乗揚げたもの
平成 16 年 9 月 4 日 午前 2 時 30 分頃 	広島県大崎上島東岸	貨物船 A 丸 (498 トン、水砕スラグ 1600 トン積載、乗組員 6 名) は、広島県福山港から山口県徳山下松港向け、船長 1 名で自動操舵にて航行中、午前 2 時ころ眠気を催したものの、解消するための動作や措置を何ら講じることなく航行を続けたのち居眠りに陥り、その後大崎上島東岸に船首部を乗揚げ、護岸及び付近の民家を損壊させたもの